

平成18年

7月

No. 513



広報

いいたて

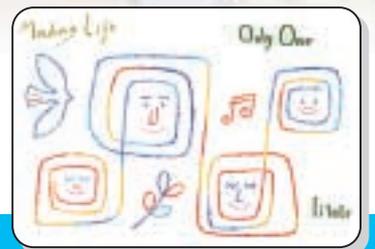
<http://www.vill.iitate.fukushima.jp>



何を買おう、何に使おう？ 飯舘村の子育てクーポン

6/25

いいたてまでい子育てクーポンの交付式が「いちばん館」にて行われ、18歳以下の子どもを3人以上養育している保護者に、村からクーポンが交付されました。（関連記事10ページ）



大いなる田舎 まていうイフ・いいたて

みんなので守ろう みんなの国保

国民健康保険税の税率等を

改正(引き上げ)しました

6月議会定例会で、国民健康保険条例の一部改正が可決されました。
国民健康保険(国保)は、相互扶助の精神のもとに、私たちの健康の保持・増進を確保する重要な制度で、病気やケガをした時に医療費の負担が軽減されるよう加入者が保険税を出し合い、国・県・市の負担とあわせて運営しています。今回は、国保の制度や改正内容等についてお知らせします。

国民健康保険は 助け合いの制度です



国保税は大切な財源

～国保制度の安定的な運営のために～

県国保連が公表した平成17年度県内64市町村の一人当たり医療費は、平均で21万1962円です。本村は19万2232円で、県内59位と大変低い位置になっていきます。(一般被保険者分)
しかしながら、前年度と比較すると8.8%(県平均5.1%)増となっており、また年々増加傾向にあります。
これは負担割合の大きい前期高齢者(70歳から74歳)が年々増え続けていることや、国保加入者の高齢化が進み、一人当たりの医療費が伸びている一方で、長引く景気の低迷等により税収が落ち込んでいることなどが影響していると考えられます。

国民健康保険税 税率等改正内容

| 区分 | 課税対象 | 医療分 | | 介護分 | |
|-------|-----------------------|----------|----------|----------|----------|
| | | 改正前(H17) | 改正後(H18) | 改正前(H17) | 改正後(H18) |
| 所得割 | 前年中の総所得金額から33万円を差引いた額 | 6.79% | 8.98% | 0.99% | 1.44% |
| 資産割 | 固定資産税額 | 26.38% | 26.31% | 5.35% | 5.57% |
| 均等割 | 被保険者1人につき | 20,620円 | 24,990円 | 6,360円 | 8,060円 |
| 平等割 | 1世帯につき | 22,500円 | 25,500円 | 3,700円 | 4,500円 |
| 課税限度額 | | 53万円 | 53万円 | 8万円 | 9万円 |

えられ、村の国保財政は厳しさを増しています。
平成17年度は、税率等を据え置き国保給付支払準備基金を取り崩して財源を確保しましたが、18年度以降の安定的な国保運営を図るため、このたび国保税の引き上げが必要になりました。

1...南会津町は合併前の旧田島・館岩・伊南・南郷で公表。

ご存知ですか?

国保税の軽減制度

国保税には、前年の所得が一定基準以下の場合、均等割額および平等割額の7割、5割、2割が軽減される制度があります。2割軽減の該当世帯には申請書をお送りしますので、期限内に提出してください。(7割、5割軽減に該当する世帯は申請の必要はありません)

| 世帯種別 | 均等割軽減額 (1人当たりの減額) | | 平等割軽減額 (1世帯当たりの軽減額) | |
|--|----------------------|--------|------------------------|--------|
| | 医療分 | 介護分 | 医療分 | 介護分 |
| 1号世帯 7割軽減世帯 〔合計所得額〕<〔33万円〕の世帯 | 17,500円 | 5,650円 | 17,850円 | 3,150円 |
| 2号世帯 5割軽減世帯 〔合計所得額〕<〔33万円+24.5万円×被保険者数(世帯主を除く)〕の世帯 | 12,500円 | 4,030円 | 12,750円 | 2,250円 |
| 3号世帯 2割軽減世帯 〔合計所得額〕<〔33万円+35万円×被保険者数(世帯主以外の世帯主を除く)〕の世帯 | 5,000円 | 1,620円 | 5,100円 | 900円 |

平成18年度 軽減額

保険証に異動があった場合には

職場の健康保険に加入もしくは職場を退職したり、世帯主を変更したなどの国保の被保険者資格に異動があった場合は、速やかに届け出をしてください。届け出がなければ税額が更正されません。

国保税を納めないと...

特別な理由もなく国保税の滞納が続くと、有効期限の短い「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。資格証明書が交付されると、医療費はいったん全額自己負担となります。必ず納期限までに納めてください。納付が困難な場合は、納付相談に応じます。

医療費の増加を抑えるには、健康を維持することが最も効果的です。

- ①健康診断を受け、健康状態をチェックすること
 - ②病気の早期発見は、医療費の抑制につながります。
 - ③運動を習慣化すること
 - ④適度な休養をとること
- 運動を習慣化して体を活性化することは、生活習慣病の予防に効果的です。
- ③食生活に気を配ること
- バランスの取れた食事をすることは、生活習慣予防と健康保持の第一歩として効果的です。
- ④適度な休養をとること
- 自分の健康状態を知り、適度に休養をとることが大切です。特に、毎日の睡眠を十分にとることは、疲労回復と病気の予防のためにも大切です。

お問い合わせ
保健福祉課 保健係
住民課 税務係・収納係
(☎) 1619
(☎) 1615



▲「食を考える会」研修の様子

私たち一人ひとりがいつまでも健康であることが、医療費の増加を抑え、税負担を軽減し国保財政の安定的な運営につながります。村では、15年度に策定した「第2次飯館村保健計画」などに基づき、各種健診の実施や生活習慣病の予防、心の健康づくり事業など、病気を未然に防ぐとともに健康増進を図るための事業等に積極的に取り組んでいます。

これからも村民と行政と関係機関団体が連携しながら、村民が健康で過ごしていけるための各種事業を一層進めていきます。

皆さんも、普段から自分の健康管理に気をつけて生活するよう心がけましょう。